

高岡市（ 特定 ・ 男性 ） 不妊治療費助成金交付申請書（兼請求書）

年 月 日

高岡市長 あて

関係書類を添えて下記のとおり不妊治療費の助成を申請します。

なお、裏面の同意事項（１）～（７）を確認し、同意しました。 チェック☐

申請者		(ふりがな) 氏 名		生年月日（治療開始日の年齢）					
	夫	()		昭和 年 月 日 (歳) 平成					
	妻	()		昭和 年 月 日 (歳) 平成					
	住 所	〒 高岡市 TEL ()							
	住 所 ※夫と妻の住所 が異なる場合	〒 夫・妻 TEL ()							
交付申請額		特定不妊治療		内 訳	特定不妊治療費		円		
		計 円			先進医療費		円		
					文書料		円		
		男性不妊治療		内 訳	男性不妊治療費		円		
		計 円			先進医療費		円		
					文書料		円		
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所	金融機関コード		店番		
	口座名義人 (カタカナ)			預金種別 普通	口座番号				
↓ 該当するものすべてに☑を付け、空欄にご記入ください。※令和４年度以降の内容のみ									
☐	(1) 保険診療	・ 保険診療の治療で、市への申請 _____ 回目 ・ 初回治療開始時の妻の年齢 _____ 歳 ・ 保険者名 _____ 記号・番号 _____ 資格取得年月日 _____ 被保険者名 _____ 限度額区分 _____ ・ マイナ保険証での受診 有 ☐ 無 ☐ ・ 高額療養費や付加給付金等の支給の有無 有 ☐ 無 ☐ ※無→ 該当にならないことを保険者に確認しました チェック☐							
☐	(2) 富山県助成	富山県の助成を受けた治療で、市への申請 今年度_____回目							
☐	(3) 上記以外	上記以外の特定不妊治療で、市への申請 _____回目							
☐	他市町村	高岡市への転入前に他の自治体から特定不妊治療費を受けたことがある。 市町村名 () 回数 (回)							
☐	出産リセット	前回、高岡市から助成を受けた後に、出産等（12週以降の死産含む）がある。 直近の出産等 (年 月 日)							

※市確認	・ 保険診療 ・ 県助成 ・ 市のみ	回目	初回 _____ 年度/ _____ 歳	受付	☐ 子 ☐ 市
			(リセット後) _____ 年度/ _____ 歳		

※裏面も必ずご確認ください。

【同意事項】

- (1) 高岡市に1年以上居住し、又は1年以上居住する見込みであることに相違ありません。
- (2) 本申請にかかる支給要件の確認のため、高岡市が必要な申請者及び同一世帯家族の市税の滞納状況及び住民基本台帳の情報についての公簿等の確認を行うことに同意します。
- (3) 上記(2)について、公簿等で確認できない場合は関係書類を提出します。
- (4) 助成に関して必要がある場合は、高岡市が不妊治療を行った保険医療機関に照会すること及び診療報酬明細情報を保険者に照会することに同意します。
- (5) 本申請書は、高岡市において交付決定をした後、助成金の請求書として取り扱います。
- (6) 高岡市が交付決定した後、申請書等の不備による振込不能等の事由により助成金の支払が完了せず、かつ、高岡市が定める期限までに申請・請求者に連絡ができない場合には、高岡市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 以下の場合は、交付済みであっても本助成金を速やかに返還します。
- ・申請内容等に偽りがあった場合や、相違があり交付要件に該当しなかった場合
 - ・他の市町村から、本助成金と同様の助成金を受給していた場合
 - ・申請時に申告の無い、申請内容に係る保険者からの受給があった場合

なお、本件に関し情報の取扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

【添付書類】

共通	・高岡市特定不妊治療費助成事業受診証明書（富山県の助成を受けた場合は不要） ・医療機関発行の領収書、明細書の原本（治療費用分と文書料分） ・振込口座の通帳の写し（申請者名義の口座）
保険診療の場合	・治療を受けた方の健康保険が確認できるもの ・高額療養費の限度額区分が確認できるもの ・医療保険給付金等の金額がわかる書類（該当者のみ）
富山県の助成を受けた場合	・富山県特定不妊治療費助成承認決定通知書の写し ・富山県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し
申請完了日時点で高岡市に継続して1年以上居住していない場合	・前住所地の納税証明書
夫婦別世帯の場合	・夫婦のうち、住所が市外の方がいればその納税証明書 ・両人の戸籍謄本（発行後3か月以内のもの。ただし保険診療または富山県の助成を受けた場合は不要）
事実婚の場合	・両人の戸籍謄本（発行後3か月以内のもの。ただし保険診療または富山県の助成を受けた場合は不要） ・事実婚関係にある申立書（保険診療または富山県の助成を受けた場合は不要）